

	<p>イ アに掲げる事項のうち、2つの事項に適合すること。 ウ アに掲げる事項のいずれかに適合すること。</p>	<p>エ 表 34 から表 36 までによる点数の合計が 5 以上であること (地域区分が 8 の場合又は住宅以外の用途に供する部分の全部が規則第 9 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する用途に該当する場合は 4 以上であること。)</p>	<p>2 1</p>																						
<p>気候変動への適応</p>	<p>建築物等からの熱の影響の低減</p> <p>建築物等からの熱の影響を低減するために行う建築設備からの人工排熱の低減、敷地と建築物の被覆の改善及び望ましい風環境の確保に係る事項</p>	<p>表 32 及び表 33 による点数の合計が 4 以上であること。 表 32 敷地と建築物の被覆対策に係る事項 表 33 敷地と建築物の被覆の改善に係る事項</p> <table border="1" data-bbox="173 1377 1348 1995"> <thead> <tr> <th>対策の種類</th> <th>対策の内容</th> <th>対策評価面積</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地</td> <td>地上部及び建築物上における樹木、芝、草花等の植栽</td> <td>地上部及び建築物上における樹木、芝、草花等の植栽のなされた部分の面積 (蒸散効率の低い植栽の場合は、知事が別に指定する方法により補正を行った面積とする。)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>水面</td> <td>地上部及び建築物上における池、噴水その他の常時水面のある施設等の敷設</td> <td>左欄の施設等における常時水面のある部分の面積に補正係数 2 を乗じた面積</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>保水性被覆材</td> <td>地上部及び建築物上における保水性被覆材の敷設</td> <td>保水性被覆材の敷設面積</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	対策の種類	対策の内容	対策評価面積	点数	緑地	地上部及び建築物上における樹木、芝、草花等の植栽	地上部及び建築物上における樹木、芝、草花等の植栽のなされた部分の面積 (蒸散効率の低い植栽の場合は、知事が別に指定する方法により補正を行った面積とする。)	3	水面	地上部及び建築物上における池、噴水その他の常時水面のある施設等の敷設	左欄の施設等における常時水面のある部分の面積に補正係数 2 を乗じた面積	3	保水性被覆材	地上部及び建築物上における保水性被覆材の敷設	保水性被覆材の敷設面積	2	<p>表 34 建築設備からの人工排熱対策に係る事項</p> <table border="1" data-bbox="173 2038 1348 2130"> <thead> <tr> <th>配慮の内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の(1)及び(2)の事項に適合すること。ただし、地域区分が 8 の場合又は住宅以外の用途に供する部分の全部が規則第 9 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する用途に該当する場合はこの表を適用しない。以下点数 2 及び点数 1 においても同じ。 (1) この表の建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の細区分について、表 34-1 により各細区分で該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 8 以上である。 表 34-1 各評価基準の段階と点数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>(2) 空気調和設備等からの排熱を回収・利用するシステムを導入している。</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>次の(1)又は(2)の事項のいずれかに適合すること。 (1) この表の建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の細区分について、表 34-1 により各細区分で該当した</p>	配慮の内容	点数	次の(1)及び(2)の事項に適合すること。ただし、地域区分が 8 の場合又は住宅以外の用途に供する部分の全部が規則第 9 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する用途に該当する場合はこの表を適用しない。以下点数 2 及び点数 1 においても同じ。 (1) この表の建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の細区分について、表 34-1 により各細区分で該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 8 以上である。 表 34-1 各評価基準の段階と点数	3	(2) 空気調和設備等からの排熱を回収・利用するシステムを導入している。	3
対策の種類	対策の内容	対策評価面積	点数																						
緑地	地上部及び建築物上における樹木、芝、草花等の植栽	地上部及び建築物上における樹木、芝、草花等の植栽のなされた部分の面積 (蒸散効率の低い植栽の場合は、知事が別に指定する方法により補正を行った面積とする。)	3																						
水面	地上部及び建築物上における池、噴水その他の常時水面のある施設等の敷設	左欄の施設等における常時水面のある部分の面積に補正係数 2 を乗じた面積	3																						
保水性被覆材	地上部及び建築物上における保水性被覆材の敷設	保水性被覆材の敷設面積	2																						
配慮の内容	点数																								
次の(1)及び(2)の事項に適合すること。ただし、地域区分が 8 の場合又は住宅以外の用途に供する部分の全部が規則第 9 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する用途に該当する場合はこの表を適用しない。以下点数 2 及び点数 1 においても同じ。 (1) この表の建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の細区分について、表 34-1 により各細区分で該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 8 以上である。 表 34-1 各評価基準の段階と点数	3																								
(2) 空気調和設備等からの排熱を回収・利用するシステムを導入している。	3																								

<p>ける保水性被覆材（知事が別に定める方法により保水性が高いと認められる被覆材をいう。以下同じ。）の敷設</p>	<p>再帰性建材の設置又は敷設及び建築物の屋上における高反射率被覆材（知事が別に定める方法により反射率が高いと認められる被覆材等をいう。以下同じ。）の敷設</p>	<p>再帰性建材の設置面積又は敷設面積及び高反射率被覆材の敷設面積に補正係数3/4を乗じた面積</p>	<p>に補正係数1/2を乗じた面積</p>	
<p>敷地と建築物の被覆の改善に係る表32-1に掲げる対策について、各対策評価面積の合計が、敷地面積の20%以上30%未満の面積であること。</p>		<p>2</p>		
<p>敷地と建築物の被覆の改善に係る表32-1に掲げる対策について、各対策評価面積の合計が、敷地面積の0%を超え20%未満の面積であること。</p>		<p>1</p>		

表 33 風環境への配慮に係る事項

<p>配慮の内容</p>	<p>点数</p>
<p>夏の卓越風向に直交する最大敷地幅に基準高さ（容積率の限度の値を建蔽率の限度</p>	<p>3</p>

<p>各評価基準の段階に応じて、点数を計算し、その点数の合計が8以上である（点数3に該当する場合を除く。）。 (2) 次の①及び②の事項に適合すること。 ① この表の建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の細区分について、表34-1により各細区分で該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が5以上8未満である。 ② 点数3(2)の事項を行っている。 この表の建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の細区分について、表34-1により各細区分で該当した各評価基準の段階に応じて、点数を計算し、その点数の合計が5以上8未満である（点数2に該当する場合を除く。）。</p>	<p>1</p>
--	----------

表 35 敷地と建築物の被覆対策に係る事項

<p>配慮の内容</p>			<p>点数</p>
<p>敷地と建築物の被覆の改善に係る表35-1に掲げる対策について、各対策評価面積の合計が、敷地面積の30%以上の面積であること。</p>			
<p>表35-1 敷地と建築物の被覆の改善に係る対策</p>			
<p>対策の種類</p>	<p>対策の内容</p>	<p>対策評価面積</p>	<p>3</p>
<p>緑地</p>	<p>地上部及び被覆建築物上における樹木、芝、草花等の</p>	<p>地上部及び被覆建築物上における樹木、芝、草花等の</p>	

の値を除いて得られた値に地上部分の階高の平均を乗じて得られる値をいう。)を乗じた値に対する夏の卓越風向に直交する見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。)の割合(以下「卓越風向に対する建築物の見付面積比」という。)が40%未満であること。	
卓越風向に対する建築物の見付面積比が40%以上60%未満であること。	2
卓越風向に対する建築物の見付面積比が60%以上80%未満であること。	1

高反射率被覆材等	再帰性建材の設置又は敷物の屋上における高反射率被覆材(知事が別に定める方法により反射	再帰性建材の設置面積又は高反射率被覆材の敷設面積に補正係数3/4を乗じた面積
保水性被覆材	地上部及び建築物上における保水性被覆材(知事が別に定める方法により保水性が高いと認められる被覆材をいう。以下同じ。)の敷設	保水性被覆材の敷設面積に補正係数1/2を乗じた面積
水面	地上部及び建築物上における池、噴水その他の常時水面のある施設等の敷設	左欄の施設等における常時水面の面積に補正係数2を乗じた面積
植栽	植栽のなされた部分の面積(蒸散効率の低い植栽の場合は、知事が別に指定する方法により補正を行った面積とする。)	

<p>率が高いと認められる被覆材等をいう。(以下同じ。) の敷設</p>		<p>敷地と建築物の被覆の改善に係る表35-1に掲げる対策について、各対策評価面積の合計が、敷地面積の20%以上30%未満の面積であること。</p>	2								
<p>敷地と建築物の被覆の改善に係る表35-1に掲げる対策について、各対策評価面積の合計が、敷地面積の0%を超え20%未満の面積であること。</p>	1	<p>表 36 風環境への配慮に係る事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="933 1377 973 1881">配慮の内容</th> <th data-bbox="933 1881 973 1982">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="614 1377 925 1881"> <p>夏の卓越風向に直交する最大敷地幅に基準高さ（容積率の限度の値を建蔽率の限度の値で除して得られた値に地上部分の階高の平均を乗じて得られる値をいう。）を乗じた値に対する夏の卓越風向に直交する見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。）の割合（以下「卓越風向に対する建築物の見付面積比」という。）が40%未満であること。</p> </td> <td data-bbox="614 1881 925 1982">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1377 606 1881"> <p>卓越風向に対する建築物の見付面積比が40%以上60%未満であること。</p> </td> <td data-bbox="534 1881 606 1982">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1377 526 1881"> <p>卓越風向に対する建築物の見付面積比が60%以上80%未満であること。</p> </td> <td data-bbox="470 1881 526 1982">1</td> </tr> </tbody> </table>	配慮の内容	点数	<p>夏の卓越風向に直交する最大敷地幅に基準高さ（容積率の限度の値を建蔽率の限度の値で除して得られた値に地上部分の階高の平均を乗じて得られる値をいう。）を乗じた値に対する夏の卓越風向に直交する見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。）の割合（以下「卓越風向に対する建築物の見付面積比」という。）が40%未満であること。</p>	3	<p>卓越風向に対する建築物の見付面積比が40%以上60%未満であること。</p>	2	<p>卓越風向に対する建築物の見付面積比が60%以上80%未満であること。</p>	1	
配慮の内容	点数										
<p>夏の卓越風向に直交する最大敷地幅に基準高さ（容積率の限度の値を建蔽率の限度の値で除して得られた値に地上部分の階高の平均を乗じて得られる値をいう。）を乗じた値に対する夏の卓越風向に直交する見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。）の割合（以下「卓越風向に対する建築物の見付面積比」という。）が40%未満であること。</p>	3										
<p>卓越風向に対する建築物の見付面積比が40%以上60%未満であること。</p>	2										
<p>卓越風向に対する建築物の見付面積比が60%以上80%未満であること。</p>	1										
<p>イ 表 32 及び表 33 による点数の合計が2以上4未満であること。</p>		2									
<p>オ 表 34 から表 36 までによる点数の合計が3以上5未満であること（地域区分が8の場合又は住宅以外の用途に供する部分の全部が規則第9条の2第1項第9号に規定する用途に該当する場合は2以上4未満であること。）。</p>		2									

	<p>ウ 表 32 及び表 33 による点数の合計が 1 であること。</p>	<p>カ 表 34 から表 36 までによる点数の合計が 1 以上 3 未満であること(地域区分が 8 の場合又は住宅以外の用途に供する部分の全部が規則第 9 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する用途に該当する場合は 1 であること。)</p>	<p>1</p>
<p>EV 及び PHV 用充電設備の設置</p>	<p>排熱が少ない自動車の普及のため充電設備の設置に係る事項</p>	<p>エ 住宅以外の用途の駐車施設について、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める基準に適合すること。ただし、住宅以外の用途の駐車施設を設置しない場合はこの評価基準を適用しない。オ及びカについても同様とする。</p> <p>(1) 住宅以外の用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用される場合、次の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。</p> <p>① 住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、専用駐車場整備基準の 3 倍以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>② 住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、4 以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>(2) 住宅以外の用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合、次の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。ただし、住宅以外の用途の駐車施設のうち、主たる駐車施設以外の駐車施設において電気自動車充電設備設置基準が適用される場合、当該駐車施設の(1)に定める基準への適合により評価することができないものとする。オ及びカについても同様とする。</p> <p>① 住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、3 以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>② 住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、3 以</p>	<p>3</p>
	<p>イ 住宅用途の、自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)について、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める基準に適合すること。ただし、住宅用途の駐車施設を設置しない場合はこの評価基準を適用しない。イ及びウについても同様とする。</p> <p>(1) 住宅用途の主たる駐車施設(当該用途の駐車施設における全区画の過半以上を占めるものをいう。以下この表において同じ。)において、規則第 9 条の 4 に規定する電気自動車充電設備設置基準(以下「電気自動車充電設備設置基準」という。)が適用される場合、次の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。</p> <p>① 住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場(同条第 1 項第 1 号に規定する駐車施設をいう。以下同じ。)である場合 主たる駐車施設において、同号に規定する電気自動車充電設備の整備区画数(専用駐車場整備基準という。以下同じ。)の 3 倍以上の区画に充電用コンセント(電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。以下同じ。)、普通充電設備(電気自動車等に充電するための設備であって、一基当たりの定格出力が 10kW 未満のもので、充電コネクタター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。以下同じ。)、V2H 充電設備又は V2B 充電設備(以下「普通充電設備等」という。)を整備している。ただし、急速充電設備(電気自動車等に充電するための設備であって、電源から充電用</p>		

上の区画に普通充電設備等を整備している。

の直流電力を作り出す電源装置を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。以下同じ。)を整備する場合にあつては、当該充電設備の定格出力を6kWで除して得た数値(当該数値に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を普通充電設備等の整備数とみなす。②、(2)①及び②、イ、ウ、エ、オ及びカについても同様とする。

② 住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場(同項第2号に規定する駐車施設をいう。以下同じ。)である場合 主たる駐車施設において、4以上の区画に普通充電設備等を整備している。

(2) 住宅用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合、次の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。ただし、住宅用途の駐車施設のうち、主たる駐車施設以外の駐車施設において電気自動車充電設備設置基準が適用される場合、当該駐車施設の(1)に定める基準への適合により評価することができるものとする。イ及びウについても同様とする。

① 住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、3以上の区画に普通充電設備等を整備していること。

② 住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、3以上の区画に普通充電設備等を整備していること。

イ 住宅用途の駐車施設について、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める基準に適合すること。

(1) 住宅用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用される場合、次の①及

オ 住宅以外の用途の駐車施設について、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める基準に適合すること。

(1) 住宅以外の用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用される場合、次

	<p>び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。</p> <p>① 住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、専用駐車場整備基準の2倍以上3倍未満の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>② 住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、3の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>(2) 住宅用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合、次の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。</p> <p>① 住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、2以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>② 住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、2以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p>	<p>の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。</p> <p>① 住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、専用駐車場整備基準の2倍以上3倍未満の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>② 住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、3の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>(2) 住宅以外の用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合、次の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。</p> <p>① 住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、2以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>② 住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、2以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p>
	<p>ウ 住宅用途の駐車施設について、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める基準に適合すること。</p> <p>(1) 住宅用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用される場合、次の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。</p> <p>① 住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、専用駐車場整備基準の1倍以上2倍未満の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>② 住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、1又は2の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>(2) 住宅用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合、次</p>	<p>カ 住宅以外の用途の駐車施設について、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める基準に適合すること。</p> <p>(1) 住宅以外の用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用される場合、次の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。</p> <p>① 住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、専用駐車場整備基準の1倍以上2倍未満の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>② 住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、1又は2の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>(2) 住宅以外の用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用されない場</p>

	<p>の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。</p> <p>① 住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、1以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>② 住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、1以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p>	<p>合、次の①及び②に掲げる駐車施設の種別に応じ、当該①及び②に定める基準に適合すること。</p> <p>① 住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合 主たる駐車施設において、1以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p> <p>② 住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合 主たる駐車施設において、1以上の区画に普通充電設備等を整備している。</p>
<p>自然災害への適応</p> <p>自然災害の軽減及び回避</p> <p>自然災害の軽減及び回避のために行う事項</p>	<p>ア 表 37 から表 40 までによる点数の合計が7以上（表 37 を適用しない場合は4以上）であること。</p> <p>表 37 浸水被害への備えに係る事項</p> <p>配慮の内容</p> <p>次の①から③までに掲げる事項に適合している又は当該敷地が、浸水が想定されない敷地であること。ただし、建設地がハザードマップ等の公表情報により想定最大浸水深が把握できない地域である場合は、この表を適用しない。点数2及び点数1についても同様とする。</p> <p>① 想定最大浸水深を把握し、当該建築物において備える浸水深及び水防ラインを定め（想定最大浸水深未満の浸水深を設定する場合は、地盤面から45cm以上であること。）、浸水を防ぐための備えを行っている。</p> <p>② 電気設備（受変電設備、自家発電設備、分電盤 それらに付随する設備機器（配電経路を含む。）その他機能継続を確保する上で浸水を防止することが必要な設備機器をいう。）を想定最大浸水深以上の階高のフロア又は想定最大浸水深以上の水防ラインによって浸水対策を行っている範囲内に設置している。</p> <p>③ 建築物の使用者（テナント、居住者等をいう。以下同じ。）が災害時に一時的に滞在するための場所（以下「使用者等一時滞在場所」という。以下同じ。）及び防災備蓄倉庫その他これに類するものを設置している場合、これらを想定最大浸水深以上の階高のフロア又は想定最大浸水深以上の水防ラインによって浸水対策を行っている範囲内に設置している。</p> <p>点数3①の事項に適合していること。</p> <p>当該建築物において備える浸水深及び水防ラインを定め（想定最大浸水深未満であり、かつ、地盤面から0cm超45cm未満であること。）、浸水を防ぐための備えを行っていること。</p>	<p>点数</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
	<p>表 38 雨水流出抑制に係る事項</p> <p>配慮の内容</p> <p>雨水流出抑制施設（東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（平成21年2月）又は当該建築物が所在する区市町村において定める雨水の流出抑制を目的として設置する貯留施設及び浸透施設をいう。以下同じ。）の敷設により、次の①及び②の事項に適合すること。</p> <p>① 敷地面積1ha当たり1,000㎡の浸透・貯留量を確保している。</p>	<p>点数</p> <p>2</p>

<p>自然災害の発生時の対応力向上</p>	<p>災害時の対応力向上の対応事項</p>										
<p>② 当該建築物が所在する区市町村が雨水流出抑制に関する基準を定めている場合において、当該基準に適合する浸透・貯留量を確保している。</p> <p>雨水流出抑制施設の敷設により、次の①及び②に適合すること。</p> <p>① 敷地面積1ha当たり500㎡の浸透・貯留量を確保している。</p> <p>② 当該建築物が所在する区市町村が雨水流出抑制に関する基準を定めている場合において、当該基準に適合する浸透・貯留量を確保している。</p>	<p>1</p>										
<p>表 39 建築物自体の損傷抑制に係る事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配慮の内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法に定められた50%増の耐震性を有している。</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>建築基準法に定められた20%増の耐風性又は建築基準法に定められた25%増の耐震性を有している。</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		配慮の内容	点数	建築基準法に定められた50%増の耐震性を有している。	2	建築基準法に定められた20%増の耐風性又は建築基準法に定められた25%増の耐震性を有している。	1				
配慮の内容	点数										
建築基準法に定められた50%増の耐震性を有している。	2										
建築基準法に定められた20%増の耐風性又は建築基準法に定められた25%増の耐震性を有している。	1										
<p>表 40 建築物の内部設備等の損傷抑制に係る事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配慮の内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の揺れを抑える装置を導入し、建築物の全体において地震時及び強風時の内部設備等の損傷抑制を図っている。</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>建築物の揺れを抑える装置を導入し、建築物の一部において地震時及び強風時の内部設備等の損傷抑制を図っている。</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		配慮の内容	点数	建築物の揺れを抑える装置を導入し、建築物の全体において地震時及び強風時の内部設備等の損傷抑制を図っている。	2	建築物の揺れを抑える装置を導入し、建築物の一部において地震時及び強風時の内部設備等の損傷抑制を図っている。	1				
配慮の内容	点数										
建築物の揺れを抑える装置を導入し、建築物の全体において地震時及び強風時の内部設備等の損傷抑制を図っている。	2										
建築物の揺れを抑える装置を導入し、建築物の一部において地震時及び強風時の内部設備等の損傷抑制を図っている。	1										
<p>イ 表37から表40までの点数の合計が4以上7未満 (表37を適用しない場合は3) であること。</p>	<p>2</p>										
<p>ウ 表37から表40までによる点数の合計が1以上4未満 (表37を適用しない場合は1又は2) であること。</p>	<p>1</p>										
<p>エ 表41から表43までによる点数の合計が7以上 (延床面積10,000㎡未満の建築物にあつては5以上) であること。</p> <p>表 41 災害時用の自家発電設備等の設置に係る事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配慮の内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の①から③までに掲げる事項に適合していること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 系統電力の停電時に使用者等一時滞在場所への電力供給 (照明及び電源コンセントを使用することができる電力供給をいう。) するための自家発電設備 (再エネ発電設備を除く。) を備えている。</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>② ①の自家発電設備が、防災計画やBCP等における系統電力の停電時の電力供給を踏まえた発電出力を備え、当該設備の運転のための措置 (使用者等一時滞在場所を72時間程度使用するために必要な燃料保管場所の確保その他これに類する措置をいう。) を講じている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 建築物等に再エネ発電設備、蓄電池、V2B充放電設備又はV2H充放電設備のうちいずれかを設置し、系統電力の停電時に当該設備により、使用者等一時滞在場所へ電力供給 (電源コンセントを使用することができる電力供給をいう。) する仕組みを導入している。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		配慮の内容	点数	次の①から③までに掲げる事項に適合していること。		① 系統電力の停電時に使用者等一時滞在場所への電力供給 (照明及び電源コンセントを使用することができる電力供給をいう。) するための自家発電設備 (再エネ発電設備を除く。) を備えている。	3	② ①の自家発電設備が、防災計画やBCP等における系統電力の停電時の電力供給を踏まえた発電出力を備え、当該設備の運転のための措置 (使用者等一時滞在場所を72時間程度使用するために必要な燃料保管場所の確保その他これに類する措置をいう。) を講じている。		③ 建築物等に再エネ発電設備、蓄電池、V2B充放電設備又はV2H充放電設備のうちいずれかを設置し、系統電力の停電時に当該設備により、使用者等一時滞在場所へ電力供給 (電源コンセントを使用することができる電力供給をいう。) する仕組みを導入している。	
配慮の内容	点数										
次の①から③までに掲げる事項に適合していること。											
① 系統電力の停電時に使用者等一時滞在場所への電力供給 (照明及び電源コンセントを使用することができる電力供給をいう。) するための自家発電設備 (再エネ発電設備を除く。) を備えている。	3										
② ①の自家発電設備が、防災計画やBCP等における系統電力の停電時の電力供給を踏まえた発電出力を備え、当該設備の運転のための措置 (使用者等一時滞在場所を72時間程度使用するために必要な燃料保管場所の確保その他これに類する措置をいう。) を講じている。											
③ 建築物等に再エネ発電設備、蓄電池、V2B充放電設備又はV2H充放電設備のうちいずれかを設置し、系統電力の停電時に当該設備により、使用者等一時滞在場所へ電力供給 (電源コンセントを使用することができる電力供給をいう。) する仕組みを導入している。											
<p>3</p>											

点数 3 ①の事項に適合し、かつ、点数 3 ②又は③の事項のいずれかに適合していること。	2
点数 3 ①又は③の事項のいずれかに適合していること。	1
表 42 災害時の建物機能維持に係る事項	
配慮の内容	点数
次の①から③までに掲げる事項に適合していること。	
① 貯水槽や貯湯式浴湯器等、断水時に水を使用することができている設備を備えている。	2
② 平時に利用する雑用水を災害時にも利用できる仕組みを備えている。	
③ 平時に使用するトイレを災害時にも利用できる仕組みを備えている。	
使用者等一時滞在場所において、災害時に開閉可能な窓や換気口を備えていること。	1
防災計画やBCP等により、使用者等一時滞在場所及び防災備蓄倉庫を確保していること。	1
表 43 災害時の地域貢献に係る事項	
配慮の内容	点数
次の①から③までに掲げる事項に適合していること。	
① 建築物の使用者以外の帰宅困難者（災害時に徒歩で帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）を一時的に受け入れる施設（以下「一時滞在施設」という。）を設け、当該施設の災害時使用等について、当該建築物が所在する区市町村と協定等を締結している。	2
② 一時滞在施設の滞在者のための防災備蓄倉庫を確保している。	
③ 系統電力の停電時において、一時滞在施設を 72 時間運営するために必要な自家発電設備及び当該設備の運転のための措置（72 時間継続して運転するために必要な燃料保管場所の確保その他これに類する措置をいう。）を講じている。	
建築物の使用者及び帰宅困難者へ災害情報を提供するための無線LAN、デジタルサイネージ、館内放送設備等を備えていること。	1
イ 表41から表43までによる点数の合計が 4 以上 7 未満（延床面積10,000㎡未満の建築物にあっては 3 以上 5 未満）であること。	2
ウ 表41から表43までによる点数の合計が 1 以上 4 未満（延床面積10,000㎡未満の建築物にあっては 1 以上 3 未満）であること。	1

備考 建築物の増築の場合にあっては、増築部分に限り本表を適用する。

別表第2

1 住宅用途		
分野	区分	細区分
(1) エネルギーマの使用の合理化及び再生可能エネルギーマへの転換	再生可能エネルギーマの利用	再生可能エネルギーマの変換利用
(2) エネルギーマの使用の合理化及び再生可能エネルギーマへの転換	再生可能エネルギーマの利用	電気の再エネ化率
(3) 気候変動への適応	ヒートアイランド対策	E V及びP H V用充電設備の設置

備考

- (1)は、再エネ設備設置基準が適用されない建築物について取組・評価書を作成する場合に限る。
- (3)は、住宅用途の駐車施設に電気自動車充電設備設置基準が適用されない建築物について取組・評価書を作成する場合に限る。

2 住宅以外の用途

分野	区分	細区分
(1) エネルギーマの使用の合理化及び再生可能エネルギーマへの転換	再生可能エネルギーマの利用	再生可能エネルギーマの変換利用
(2) エネルギーマの使用の合理化及び再生可能エネルギーマへの転換	再生可能エネルギーマの利用	電気の再エネ化率
(3) 気候変動への適応	ヒートアイランド対策	E V及びP H V用充電設備の設置

備考

- (1)は、再エネ設備設置基準が適用されない建築物について取組・評価書を作成する場合に限る。
- (3)は、住宅以外の用途の駐車施設に電気自動車充電設備設置基準が適用されない建築物について取組・評価書を作成する場合に限る。

別表第3 (第3章第2関係)

分野	区分	細区分	配慮すべき事項
エネルギーマの使用の合理化及び再生可能エネルギーマへの転換	建築物の熱負荷の低減	建築物外皮の熱負荷抑制	日射による熱取得の低減並びに室内外の温度差による熱取得及び熱損失の低減に係る事項
		再生可能エネルギーマの利用	建築物の用途及び周辺地域の状況に応じて、再生可能エネルギーマを直接利用するために行う事項
資源の適正利用	持続可能な低炭素資材等の利用	再生可能エネルギーマの直接利用	建築物の周辺地域の状況に応じて、再生可能エネルギーマを電気又は熱に変換して利用するために行う事項
		再生可能エネルギーマの受入れ	再生可能エネルギーマ電気の受入れに係る事項
資源の適正利用	省エネルギーシステム	設備システムの効率化	効率的なエネルギーマ利用のために行う設備機器のシステム及び制御のシステムの構築に係る事項
		エネルギーママネジメント	最適運用のための予測、計測、表示等
資源の適正利用	持続可能な低炭素資材等の利用	躯体材料における低炭素資材等の利用	躯体材料における低炭素資材及びリ

<p>用</p> <p>躯体材料以外における低炭素資材等の利用</p>	<p>サイクル材の利用等に係る事項</p> <p>躯体材料以外における低炭素資材及びリサイクル材の利用のために行う事項</p>
<p>オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制</p>	<p>オゾン層を破壊せず、かつ、地球温暖化係数の小さい断熱材の発泡利及び空調和設備用の冷媒の選択に係る事項</p>
<p>建設に係る環境負荷低減への配慮</p> <p>建設時CO₂排出量の把握・削減</p>	<p>建設時CO₂排出量の削減のために行う排出量の把握、建設工事現場におけるCO₂排出量の削減等に係る事項</p>
<p>建設副産物の有効利用及び適正処理</p>	<p>建設副産物（建設発生土・建設廃物をいう。）の有効利用及び適正処理のために行う事項</p>
<p>長寿命化等</p> <p>維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再利用対策</p>	<p>社会の変化に適切に対応し建築物の長寿命化を図るために行う建築物の維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保に係る事項及び資源の適正利用のた</p>

<p>躯体の劣化対策</p> <p>建築物の長寿命化を図るため、躯体部分の劣化の進行を遅らせるために行う事項</p>	<p>持続可能な水の利用</p>	<p>水使用の合理化</p>	<p>水の有効利用及び下水道施設への負荷低減を図るために行う事項</p>
<p>生物多様性の保全</p>	<p>水循環</p>	<p>雨水浸透</p>	<p>望ましい水循環の保全を図るために行う雨水浸透に係る事項</p>
<p>気候変動への適応</p>	<p>緑化</p>	<p>緑の確保、維持管理等</p>	<p>緑の量の確保、緑の質の確保、景観形成又は緑の維持管理に必要な設備等のために行う事項</p>
<p>ヒートアイランド対策</p>	<p>建築物等からの熱等の影響の低減</p>	<p>EV及びPHV用充電設備の配置</p>	<p>建築物等からの熱の影響を低減するために行う建築設備からの人工排熱の低減、敷地と建築物の被覆の改善及び望ましい環境の確保を図るために行う建築物の形状若しくは配置に係る事項</p>

自然災害への適応	自然災害リスクの軽減及び回避	災害に対応するための、構造耐力の確保に係る事項
	自然災害発生時の対応力向上	災害発生時の一時的な自立等のために行う事項

別表第4 (第3章第3関係)
1 中小規模特定建築物 (住宅の用途に供する部分に限る。) における誘導すべき省エネルギー性能基準

基準	区分		
	イ 建築物省エネ法第28条第1項に規定する特定一戸建て住宅建築主が新築する同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	ロ 建築物省エネ法第31条第1項に規定する特定一戸建て建設工事業者が新たに建設する同項に規定する規格住宅の用途に供するもの	ハ 建築物省エネ法第28条第2項に規定する特定共同住宅等建築主又は建築物省エネ法第31条第2項に規定する特定共同住宅等建設工事業者が新たに建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分
建築物の熱負荷の低減に関する基準	外皮平均熱貫流率が0.6以下であること。	外皮平均熱貫流率が0.6以下であること又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準 (令和四年国土交通省告示第1106号。以下「住宅誘導仕様基準」という。) 第1項(1)、(2)及び(3)イに適合すること。	規則第9条の2第1項第1号に規定する用途に供する部分 (イからハまでに規定するものを除く。)

設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	住宅用途BEIが0.8以下であること。	住宅用途BEIが0.75以下であること。	住宅用途BEIが0.8以下であること。	住宅用途BEIが0.8以下であること又は住宅誘導仕様基準第2項に適合すること。
-------------------------	---------------------	----------------------	---------------------	---

2 中小規模特定建築物（住宅以外の用途に供する部分に限る。）における誘導すべき省エネルギー性能基準

基準	区分		
	イ 事務所等又は学校等の用途に供する部分	ロ ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等又は集会所等の用途に供する部分	ハ 工場等の用途に供する部分
建築物の熱負荷の低減に関する基準	BPIが1.0以下であること。	BPIが1.0以下であること。	—
設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	非住宅用途BEIが0.8（当該中小規模特定建築物の延べ床面積が300平方メートル以上である場合は0.6）以下であること。	非住宅用途BEIが0.8（当該中小規模特定建築物の延べ床面積が300平方メートル以上である場合は0.7）以下であること。	非住宅用途BEIが0.8（当該中小規模特定建築物の延べ床面積が300平方メートル以上である場合は0.6）以下であること。

備考

1 住宅用途BEIとは、建築物の誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第13条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）を誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第14条中0.8を乗じる部分及びE_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）で除して得た値をいう。ただし、1の表イからハマまでの欄における住宅用途BEIは、特定供給事業者が、1年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表イからハマまでの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。

2 非住宅用途BEIとは、次のいずれかの値をいう。

(1) 建築物の誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定す

るものをいい、基準省令第11条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。(2)において同じ。)を誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第12条中Bを乗じる部分を除いて算出したものをいう。(2)において同じ。)で除して得た値とする。

(2) 建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。

(3) 基準省令第10条第1項第1号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるBEIの値

3 2の表にかかわらず、中小規模特定建築物（当該中小規模特定建築物の延べ面積が300平方メートル以上である場合に限る。この項において同じ。）を同表イからハマまでの欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準は、次のいずれかとする。

(1) 各用途に供する部分ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第11条により算出したものをいう。(2)において同じ。）を合計して得た数値が、各用途に供する部分ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1項第1号ロに規定するものをいい、基準省令第12条中Bの値を当該用途に供する部分に応じて同表に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準に係る非住宅用途BEIの上限值に読み替えて算出したものをいう。(2)において同じ。)を合計して得た数値を超えないこと。

(2) 中小規模特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計して得た数値が、当該中小規模特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計して得た数値を超えないこと。